

令和 2 年度

小牧市国民健康保険事業特別会計予算書

令和 2 年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算総括表

歳 入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 国民健康保険税	2,749,059	2,784,922	△35,863	21.4%
2 使用料及び手数料	1	1	0	0.0
3 国庫支出金	11,000	0	11,000	0.1
4 県支出金	8,732,675	8,847,911	△115,236	67.9
5 繰入金	1,318,646	1,549,961	△231,315	10.2
6 繰越金	1	1	0	0.0
7 諸収入	50,206	51,206	△1,000	0.4
歳 入 合 計	12,861,588	13,234,002	△372,414	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 総務費	87,861	92,015	△4,154	0.7%
2 保険給付費	8,630,944	8,773,187	△142,243	67.1
3 国民健康保険事業費納付金	3,960,109	4,185,188	△225,079	30.8
4 保健事業費	150,831	151,769	△938	1.2
5 公債費	1,233	1,233	0	0.0
6 諸支出金	20,610	20,610	0	0.1
7 予備費	10,000	10,000	0	0.1
歳 出 合 計	12,861,588	13,234,002	△372,414	100.0

令和 2年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算整理表

歳 入 (単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初		第 1 号		第 2 号		第 3 号		第 4 号		第 5 号	
		令和 3月	2年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日
1 国民健康保険税	補正 現計	2,749,059											
2 使用料及び手数料	補正 現計		1										
3 国庫支出金	補正 現計	11,000											
4 県支出金	補正 現計	8,732,675											
5 繰入金	補正 現計	1,318,646											
6 繰越金	補正 現計		1										
7 諸収入	補正 現計	50,206											
歳 入 合 計	補正 現計	12,861,588											

歳 出 (単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初		第 1 号		第 2 号		第 3 号		第 4 号		第 5 号	
		令和 3月	2年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日
1 総務費	補正 現計		87,861										
2 保険給付費	補正 現計		8,630,944										
3 国民健康保険事業費 納付金	補正 現計		3,960,109										
4 保健事業費	補正 現計		150,831										
5 公債費	補正 現計		1,233										
6 諸支出金	補正 現計		20,610										
7 予備費	補正 現計		10,000										
歳 出 合 計	補正 現計		12,861,588										

小牧市議会議案第 33 号

令和 2 年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度小牧市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,861,588 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 28 日提出

小牧市長 山下 史守朗

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,749,059 ^{千円}
	1 国民健康保険税	2,749,059
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		11,000
	1 国庫補助金	11,000
4 県支出金		8,732,675
	1 県負担金	8,732,675
5 繰入金		1,318,646
	1 他会計繰入金	1,318,646
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		50,206
	1 延滞金	30,100
	2 預金利子	1
	3 雑入	20,105
歳 入	合 計	12,861,588

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		87,861 ^{千円}
	1 総務管理費	57,456
	2 徴税費	29,385
	3 運営協議会費	484
	4 趣旨普及費	536
2 保険給付費		8,630,944
	1 療養諸費	7,651,531
	2 高額療養費	922,613
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	46,200
	5 葬祭諸費	10,500
3 国民健康保険事業費納付金		3,960,109
	1 医療給付費分	2,724,499
	2 後期高齢者支援金等分	921,788
	3 介護納付金分	313,822
4 保健事業費		150,831
	1 特定健康診査等事業費	135,118
	2 保健事業費	15,713
5 公債費		1,233
	1 一般公債費	1,233
6 諸支出金		20,610
	1 償還金及び還付加算金	20,610
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	12,861,588

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定健康診査・特定保健指導委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	千円 4,300